

# 中能登町いじめ防止基本方針

平成26年9月

中能登町

(平成30年5月改定)

(最終改定令和4年4月)

# はじめに

いじめは、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、「いじめは人間として絶対に許されない」、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ことを十分認識し、それぞれが役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。

中能登町いじめ防止基本方針は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

# 目 次

第1	章 いじめの問題への基本姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1	中能登町いじめ防止基本方針策定の目的
2	いじめの定義
3	いじめの問題の基本的な考え方と認識
第2章	章 いじめの防止等のために中能登町が実施する施策・・・・・・・・・2~3
1	中能登町いじめ問題対策連絡協議会の設置
2	中能登町いじめ防止等対策委員会の設置
3	教育委員会の取組
第3章	章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・・・・・4~6
1	「学校いじめ防止基本方針」の策定及び「いじめ問題対策チーム」の設置
2	学校におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方
第41	章 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ~ 8
1	重大事態の発生と調査
2	調査結果を受けた町長による再調査及び措置
第5章	章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・・9
1	中能登町いじめ防止基本方針の取組の検証と見直し
2	学校いじめ防止基本方針の策定状況の確認と公表

#### 第1章 いじめの問題への基本姿勢

# 1 中能登町いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

中能登町いじめ防止基本方針(以下「町の基本方針」という。)は、児童生徒の尊厳を保持するため、国・県・町・学校・保護者・地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条に基づき、法と石川県いじめ防止基本方針(以下「県の基本方針」という。)を参酌し、中能登町におけるいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

# 2 いじめの定義

法第2条により、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍 している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の 対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 3 いじめの問題の基本的な考え方と認識

いじめは全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。また、以下の認識にたち、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

- (1) いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを認識すること。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校・家庭・地域を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。
- (3) いじめが解決したと見られる場合でも、大人が気づきにくいところで、陰湿ない じめが続いていることも少なくないことを認識すること。
- (4) いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形 (ネットいじめ等) になってきていることを認識すること。

# 第2章 いじめの防止等のために中能登町が実施する施策

# 1 中能登町いじめ問題対策連絡協議会の設置

町は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、条例により、学校、PTA、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、その他の関係者により構成される「中能登町いじめ問題対策連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

# 2 中能登町いじめ防止等対策委員会の設置

町は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、町の基本方針に 基づく対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として、運営要項により、「中能 登町いじめ防止等対策委員会」(以下、「対策委員会」という。)を設置する。

この対策委員会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、その公平性・中立性を確保する。

# 3 教育委員会の取組

- (1) いじめの未然防止・早期発見に関すること
  - ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
  - ② いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの 重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
  - ③ 児童生徒をいじめから守り、町民全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及 び協力を求めるため、11月を「いじめ防止啓発月間」とする。
  - ④ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査として、各学校で学期ごとのいじめアンケートを実施し、取組を検証し、委員会はその取組について指導・助言する。

- ⑤ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のための必要な措置を講ずる。児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重体な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を推進する。

# (2) いじめの対処に関すること

① いじめの通報を受けたときの措置

教育委員会は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、 当該校に対し、対策委員会を活用し、必要な支援を行う。

② 児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置

教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命じる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。

(3) 学校評価、学校運営改善に関すること

教育委員会は、学校評価において「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を評価項目に位置付け、いじめ防止等のための取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。

また、教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に取り組んでいくことができるようにするため、学校運営の改善に向けた指導・助言を行う。

# 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定及び「いじめ問題対策チーム」の常設

学校は、「学校いじめ防止基本方針」(以下、「学校基本方針」という。)を定める。また、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教員、心理や福祉等の専門知識を有する者その他の関係者により構成される組織として、「いじめ問題対策チーム」を常設する。

学校は、いじめの防止等のため、学校基本方針に基づき、いじめ問題対策チームを中核 として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも 適切に連携の上、いじめを見逃さない学校づくりを推進する。

- 2 学校におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方
- (1) いじめの未然防止について
  - ① わかる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏ま え、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人 一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。

② 道徳教育や人権教育の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お 互いの人格を尊重する態度を養う。

③ 規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、 児童生徒が安心して学ぶことができる環境を作る。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるように努める。

# ⑤ 児童会・生徒会などが中心となる取組

「いじめを絶対に許さない」という意識を児童生徒一人一人につけ、学校全体でい じめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

#### (2) いじめの早期発見

① 小さなサインを見逃さない取組

日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

② 定期的なアンケートの実施 定期的にアンケートを行い、実態の把握に努める。

# ③ 教育相談体制の充実

児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくり、児童生徒及びその保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整える。

#### (3) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ問題対策チームを中心として速やかに対応する。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法第23条第1項\*に違反し得る。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、被害者・加害者双方の社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

#### ※法第23条第1項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び 児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事 実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への 通報その他の適切な措置をとるものとする。

② いじめられた児童生徒又はその保護者への対応

家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去

するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守 りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

# ③ いじめた児童生徒又はその保護者への対応

家庭訪問等により、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童生徒への指導に当たって、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解せさ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、その背景にも目を向け、当該児童生徒の人格の発達に配慮する。また、心理的な孤立感・疎外感を与えないように教育的配慮の下、指導に当たる。

# (4)「いじめの解消」

いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。 ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し判 断するものとする。

# ① 解消の要件

- i) いじめに係る行為が止んでいること
  - ・被害児童生徒に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3か月は続くていること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要とされる場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間をせっていするものとする。
- ii) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
  - ・被害児童生徒本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面 談等によって確認する。

# ② 解消後の見守りの重要性

・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分 にあり得ることを踏まえ、教職員が、いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒につ いては日常的に注意深く継続して観察するよう、必要な指導・助言を行う。

# 第4章 重大事態への対処

重体事態が発生した場合には、国の「いじめ防止基本方針及び重体事態ガイドライン」 により適切な対応を行う。

#### 1 重大事態の発生と調査

# (1) 重大事態の意味

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

法第28条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、などが想定される。

第2号の「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、上記目安にかかわらず、児童生徒の状況等、個々に、迅速に対応することが必要である。

なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申出があったと きは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」 と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

# (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、ただちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を町長に報告する。

# (3) 重大事態の調査

学校は、教育委員会の指導・助言のもと、速やかに、重大事態の調査組織を設置し、 質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にする ための調査を行う。調査組織については、いじめ問題対策チームを母体として、当該重 大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、新たな調査組織(第三者調査委員会)を組 織することも検討する。

また、調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り、客観的かつ 速やかに調査する。その際、調査主体に不都合なことがあったとしても、事実としっか り向き合おうとする姿勢が重要である。

# (4) 調査結果の提供及び報告

# ① 調査結果の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。これらの情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に対応する。

# ② 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

# 2 調査結果を受けた町長による再調査及び措置

#### (1) 再調査

上記 (4) -②の報告を受けた町長は、必要があると認めるときは、法第28条1項の規定による調査の結果についての調査(以下「再調査」という。)を行う。再調査についても、その主体はいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適切に調査の進捗状況および調査結果を説明する。

# (2) 再調査を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る 重大事態への対処又は当該重大事態と同様な事態の発生の防止のため、生徒指導に専 任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、外部専門家等の追加配置等の支援 を行う。

また、再調査を行ったときは、町長はその結果を議会に報告する。内容については、個人情報に対して必要な配慮を行う。

# 第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 中能登町いじめ防止基本方針の取組の検証と見直し 町は、町の基本方針の策定から3年の経過を目安として、法の施行状況等を勘案して、 町の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- 2 学校いじめ防止基本方針の策定状況の確認と公表 教育委員会は、学校基本方針について、策定状況を確認・指導し、公表する。